

これからの主なスケジュール

時期	内容		有効期限など	手数料
10月から順次	(マイナンバー)個人番号の通知	「マイナンバー」が記載された「通知カード」が住民票を有するすべての方に交付されます。住民票に記載された住所に世帯単位で簡易書留で送付されます。	なし	無料 再交付は有料(予定)
	個人番号カードの交付申請書	「通知カード」とあわせて、「個人番号カードの交付申請書」が送付されます。		無料
平成28年1月以降	個人番号カードの交付	「個人番号カード」の交付申請をした方に、市役所総合窓口課で交付します。本人に手渡して「通知カード」と交換になります。	<ul style="list-style-type: none"> 発行日から10回目の誕生日まで 発行時20歳未満の方は、5回目の誕生日まで 	無料(電子証明書含む) 再交付は有料(予定)
	個人番号カードの利用開始	<ul style="list-style-type: none"> 顔写真を券面に記載 マイナンバーを券面に記載(裏面) 身分証明書やマイナンバーを確認する場合での利用(就職、出産育児、病気、年金受給、災害)など e-Tax(電子証明書)として利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書は発行日から5回目の誕生日まで 	

- ・「住民基本台帳カード」をお持ちの方は、「個人番号カード」と重複交付ができないため、交付時に「住民基本台帳カード」を回収します。
- ・電子証明書は、標準搭載ですが、搭載しないことも可能です。
- ・外国人の方の有効期限について、永住者以外の在留資格者は、在留期限満了日までとなります。

1人につき

社会保障・税番号制度 ④ マイナンバー制度



マイナンバー

10月から「マイナンバー」が通知された「通知カード」が交付されます。

◆マイナンバー(個人番号)の通知開始

大切に保存してください。住民登録されている外国人の方にも通知されます。

同制度については、すでに7月号から4回にわたってお知らせしていますが、今号では再度、通知のスケジュールをお知らせします。

◆身分証明書としても使える「個人番号カード」

10月から皆さんの住民票の住所に、12桁の「マイナンバー(個人番号)」が通知されます。

社会保障・税・災害対策の行政手続きに「マイナンバー」が利用されますので、本人確認のための身分証明書として利用できる「個人番号カード」は、マイナンバー

問い合わせ先

市総合窓口課 戸籍住民グループ
☎23・6407

ンバー通知の際に同封されている申請書類を返送すると、顔写真付きの個人番号カードを市役所窓口で受け取れます。

なお、現在運用中の「住民基本台帳カード」の新規発行は12月で終了し、「個人番号カード」の新規発行に移行します。

さまざまな官公庁の手続きで必要になります

マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が必要となる書類等と開始時期

▼税の分野

税の種類	記載が始まる時期
所得税・個人住民税・個人事業税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
給与支払報告書(源泉徴収票)	平成28年分の給与支払報告書から
法定調書	平成28年1月1日以降の支払いなどにかかる法定調書から
法人税・法人住民税・法人事業税	平成28年1月1日以降に始まる事業年度の申告書から
固定資産税(償却資産)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
その他税に関する申請書・届出書など	平成28年1月1日以降に提出する申請書などから

▼社会保障の分野

種類	提出書類	記載が始まる時期
雇用保険	雇用保険被保険者資格取得・喪失届・氏名変更届、育児休業給付受給資格確認票・申請書 など	平成28年1月1日提出分から
健康保険	健康保険の提出書類、健康保険の給付関係申請書 など	平成29年1月1日提出分から

事業者の皆さんへ

10月から、13桁の法人番号が指定され、国税庁から登記上の所在地に通知されます。(法人の支店・事業所や個人事業者には指定されません)

また、平成28年1月から事業者の方が国や地方公共団体に各種届出をする際、税や社会保障の手続きなどの関係書類に法人番号や従業員のマイナンバーを記載することになるため、従業員のマイナンバーを取得・管理する必要があります。

また、内閣官房ホームページ

10月から、13桁の法人番号が指定され、国税庁から登記上の所在地に通知されます。(法人の支店・事業所や個人事業者には指定されません)

また、平成28年1月から事業者の方が国や地方公共団体に各種届出をする際、税や社会保障の手続きなどの関係書類に法人番号や従業員のマイナンバーを記載することになるため、従業員のマイナンバーを取得・管理する必要があります。

また、内閣官房ホームページ

ページ等に事業者向けの資料が掲載されていますので、参考にしてください。

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

コールセンター
☎0570・20・0178
(9時30分～17時30分、土日・祝日を除く)

ホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/